

ながくて地域スマイルポイント事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、元気な高齢者を始め、市民が健康で自分らしく暮らし続けられるよう市民活動の推進、きっかけづくりとなる仕組みを構築し、地域社会への更なる参加を促すことを目的とし、ながくて地域スマイルポイント事業（以下「ポイント事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この事業は、1時間程度の第5条に規定する活動に対して評価ポイントを付与するとともに、当該評価ポイントを交換品に交換できる事業をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、長久手市とする。ただし、市長が適当と認める者に必要な事務を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けたもの（以下「管理機関」という。）は、次の業務を管理するものとする。

- (1) ポイント事業参加者の登録
- (2) スマイル手帳の交付
- (3) 活動受入機関の管理
- (4) 活動実績の管理
- (5) 登録者への活動支援
- (6) 評価ポイントの交換及び交換品の管理
- (7) 事業報告
- (8) その他、前各号に掲げる業務に付随する事務

3 管理機関は、業務を行うに際し、個人情報保護に努めなければならない。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、長久手市内で市民活動に取り組む小学生以上の者とする。

(対象活動)

第5条 この事業は、長久手市内における次の活動で活動内容を第三者が確認できるものを対象とする。

ただし、その活動に対する対価又は報酬が支払われる場合は対象としない。

- (1) 福祉施設及び公共施設等における奉仕活動
- (2) 市が主催する行事等への協力
- (3) 5人以上で構成され、1人以上が市内在住である団体（長久手市市民活動災害補償制度に登録している団体に限る。）（以下「市民団体」という。）が自主的に実施する奉仕活動
- (4) その他市長が特に必要と認める活動

(ポイント事業の登録)

第6条 この事業を活用して活動を行う者は、ポイント事業登録申請書(第1号様式)により市長又は管理機関に申請しなければならない。

- 2 市長又は管理機関は、前項の規定による申請があり支障がないと認めるときは、当該申請者を登録するとともに、その者に対してながくて地域スマイルポイント手帳(以下「手帳」という。)を交付するものとする。
- 3 手帳の有効期間は、発行日から1年間とする。
- 4 手帳を紛失した場合、新たに手帳を交付することができる。ただし、紛失した手帳の評価ポイントは失効する。

(福祉施設及び公益施設等における活動受入申請等)

第7条 第5条第1号の活動をポイント事業の対象活動として受け入れを希望する福祉施設及び公益施設等の代表者は、ポイント事業活動等受入申請書(第2号様式)により市長の指定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請により指定、又は却下を決定したときは、ポイント事業指定・却下決定通知書(第3号様式)により当該申請をした福祉施設及び公益施設等の代表者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により指定を受けた福祉施設及び公益施設等(以下「受入機関」という。)の指定を取り消したときは、当該福祉施設及び公益施設等の代表者にポイント事業指定取消決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(市が主催する行事等における活動受入申請等)

第8条 第5条第2号の活動をポイント事業の対象活動として、受入・変更・削除を希望する行事等の担当課長は、ポイント事業対象活動申請書(第5号様式)により市長へ申請しなければならない。

(市民団体における活動申請等)

第9条 第5条第3号の活動をポイント事業の対象活動として評価ポイントの付与を希望する市民団体の代表者は、あらかじめ、ポイント事業市民団体活動申請書(第6号様式)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があり支障がないと認めるときは、市民団体の代表者に対し、参加予定者数に応じて評価ポイントを貸与する。
- 3 前項により評価ポイントの貸与を受けた市民団体の代表者は、参加者に対し、その活動内容を確認のうえ、評価ポイントを付与するものとする。

(活動評価)

第10条 市長又は受入機関は、概ね1時間の活動につき評価ポイント1ポイントを付与する。なお、1日に付与できる評価ポイントは第5条に規定する活動を通じて2ポイントを上限とする。

(評価ポイント付与状況報告)

第11条 管理機関は、毎月10日までに前月に付与した評価ポイントの状況につい

て、市長に報告しなければならない。

2 市行事の担当課長は、評価ポイントを付与したときは、遅延なく、ポイント事業付与報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

3 市民団体の代表者は、活動が終了したとき又は評価ポイントを付与したときは、遅延なく、ポイント事業市民団体活動報告書（第8号様式）により市長に報告しなければならない。

（譲渡の禁止）

第12条 付与された評価ポイントは、第三者へ譲渡することができない。

（評価ポイントの交換）

第13条 評価ポイントによる交換品の交付を希望する者は、ながくて地域スマイルポイント交換申出書（第9号様式）に手帳を添えて、市長又は管理機関に申出るものとする。

2 前項に規定する申し出ができる期間は、手帳の発行日から2年間とする。

3 市長又は管理機関は、前項の規定による申し出があったときは、手帳有効期間を単位とし50ポイントを上限として、別表に定める還元金相当の交換品を交付する。

（評価ポイントの無効等）

第14条 市長は、虚偽その他不正な行為により、評価ポイントの貸与、付与又は譲渡があったと認めるときは、当該行為に係る評価ポイントの無効又は評価ポイントに相当する額を返還させることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、ポイント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

評価ポイントの交換基準

区分	ポイント交換品還元相当金額
10ポイント	2,000円
20ポイント	4,000円
30ポイント	6,000円
40ポイント	8,000円
50ポイント	10,000円